

岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃料価格高騰の影響が続く中、市民の健康で衛生的な生活環境を維持するために欠かすことのできない一般廃棄物の収集運搬業及び浄化槽清掃業を営む者に対し、当該事業の円滑な運営を図ることを目的として交付する岸和田市廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 支援金の交付手続きについては、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(支援事業者)

第3条 支援事業の対象となる者（以下「事業者」という。）は、令和8年4月1日現在において、事業所が本市に所在地を有し、かつ、交付決定時点において継続して事業を実施している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 一般廃棄物処理業許可業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第7条の規定に基づき岸和田市廃棄物の減量化及び適正処理に関する条例施行規則（平成5年規則第16号。以下「施行規則」という。）第11条及び第16条の規定による許可を受けた者をいう。）

(2) 浄化槽清掃業者（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定に基づき、施行規則第12条及び第16条の規定による浄化槽清掃業の許可を受けた者をいう。）

(支援金の交付の申請)

第4条 事業者は、支援金の交付を受けようとするときは、岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書兼請求書」という。）に別表を添えて令和8年11月30日までに市長に提出しなければならない。

(支援金の額)

第5条 支援金の額は、申請書兼請求書で申請された許可車両のうち、令和8年10月1日現在において、法第7条第1項及び第7条の2第3項の規定による届出がなされている車両1台につき50,000円を乗じて得た額とする。ただし、車両番号が重複する場合は1台とみなして算定するものとする。

(支援金の交付の決定)

第6条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査により、その交付の可否を決定し、岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金交付決定通知書（様式第2号）（以下「交付決定通知書」という。）又は岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第3号）（以下「不交付決定通知書」という。）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定したときは、速やかに、事業者に対し、支援金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第7条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 支援金の交付の条件、その他関係法令に違反したとき。

2 前項の規定は、支援事業について交付すべき支援金が確定した後においても適用があるものとする。

3 市長は、支援金の交付の決定を取消したときは、岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第4号）により事業者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第8条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、岸和田市一般廃棄物収集運搬事業者等燃料価格高騰対策支援金返還命令書（様式第5号）により、事業者に期限を決めて返還を命ずるものとする。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年10月15日から施行する。